

救急安心センター事業（#7119）の 推進のための支援について

【担当省庁】総務省

後期高齢者の増加による救急需要の増大や救急医療の担い手不足等が課題となる中、救急出動件数が年々増加しており、救急医療に係る電話相談体制を構築し、救急車の適正利用による救急要請件数の抑制や在宅医療との連携を図ることが重要である。

救急医療の電話相談体制としては、救急安心センター事業（#7119）の都道府県単位の運用が有効と考えられるため、現在措置されている市町村への従来の普通交付税措置に加え、同事業を実施する都道府県に対しても措置していただきたい。

【現状・課題等】

- 京都府内の救急件数は、平成 20 年～ 29 年の 10 年間で約 24.5 % 増加しており、今後も、高齢化の進展等により、少なくとも 10 年間は、救急件数の増加が続くと予測され、救急需要のさらなる増大による救急医の担い手不足、消防本部の体制確保等が課題となっている。
- このため、京都府では、京都市消防局等、府内 15 消防本部とともに、平成 30 年 9 月、救急要請に係る検討会を設置し、来年度からの救急安心センター事業の着手に向け、電話相談プロトコール（手順書）等の検討を進めている。
- スケールメリットや医療施策との連携等の観点から、府内一円での事業実施が不可欠
- 府及び市町村消防の協働実施を検討しているが、同事業に係る国の支援は市町村への交付税措置のみで都道府県への支援措置が講じられていない。

京 都 府 の担当課	危機管理部 防災消防企画課 (075-414-4469) 健康福祉部 医療課 (075-414-4741)
---------------	--

【国の事業等】

整備に係る支援 ※救急安心センター事業を自治体が直営で実施する場合の施設整備支援	
①消防防災施設整備費補助金救急安心センター等 整備事業（平成21年～）	②防災対策事業（防災基盤整備事業） ～救急安心センター事業関係～
<ul style="list-style-type: none"> ・補助基準額（補助率1/3） <ul style="list-style-type: none"> ●救急安心センター整備事業 ●救急医療情報収集装置 ※当該年度の消防防災施設整備費補助金全体で零細補助基準額（原則、都道府県及び政令市9,500万円、その他950万円）を越えること。	<ul style="list-style-type: none"> ・消防防災施設整備事業 防災・減災に資する消防防災施設の整備に関する事業で地域防災計画と整合性を図りつつ行う事業を対象とする。消防防災情報通信施設（救急安心センター等）
ランニングコスト(運営費) のための支援	
市町村に対する普通交付税として、救急安心センターを運営するために必要な人件費や事業費について一定の措置が講じられている（平成21年度～） ⇒常備消防費の救急業務費の需用費として、「救急安心センター事業（#7119）」（8,038千円（標準団体=10万人の場合）（平成30年度））等が措置されている。	

■救急業務のあり方に関する検討会（消防庁：平成30年度）

#7119 が救急車の適正利用及び緊急度判定の観点から極めて有効

■#7119 の全国への普及促進について（消防庁救急企画室：平成31年3月29日）

#7119 事業は原則として都道府県単位で実施することとし、上記検討会においても、都道府県も一定の財政負担をすることが適当と提言

【京都府の取組】

■平成30年度救急要請に係る検討会

- ・委員構成 医療関係者、介護福祉関係者、学識経験者及び消防関係者等13名
- ・事務局 京都府(危機管理部、健康福祉部)京都市(保健福祉局、消防局)
- ・検討事項
 - ①救急要請前の緊急度判断ができる手段
 - ②各年齢層に応じた適切な手段のあり方
 - ③#7119 実施の是非(適切な運営のあり方等)

・検討結果

①府民の救急医療要請の判断や高齢化社会における在宅医療への対応として、#7119 は健康面で不安を抱える府民に安心を提供する上で有効なツールとなる。

②既に取り組んでいる「在宅療養あんしん病院」との連携、効果的な広報等、具体的な制度設計を行い、事業効果を高めての実施が望まれる。

※令和元年度：救急要請及び在宅医療に対応した救急体制の構築に係る検討会及び各部会を設置し、令和2年度中の事業実施に向け検討中